

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○根本委員長 これにて福田君の質疑は終了いたしました。

次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。本日もよろしくお願いたします。

先週の我が党の城井委員の質問に続きまして、二之湯大臣にお伺いしたいと思います。

私の資料の一ページ目に、先週の城井委員とのやり取りについて載せさせていただいております。最初の方に線を引っ張っている部分ですね。城井委員からは、大臣は府連経由で自治体議員にお金を配ったんですかという問いに対して、配ったということだけ端的にお答えいただいただけでなくて、配った趣旨についてもお答えになられていませんね。

問われていないことであえて答えられた、これはなぜなのか、それをお答えください。

○二之湯国務大臣 私が京都府連に寄附した金があるまま右から左に地方議員に渡ったのではない

かというような趣旨の質問でございましたから、私は、それはあくまでも、府連の政治活動、党勢拡大のために使ってください、こういう趣旨でございますから、そういうことに答弁いたしましたわけでございます。

○階委員 では、この答弁では、個々の議員の選挙活動に使ってください、こういうことではない、こういう認識でございますというふうに言われていなくても、そもそも、大臣の認識としては、選挙活動に使ってくださいといった趣旨であれば、これはもう問題だ、場合によっては選挙買収にも当たり得る、こんな認識だったということによるのでしょうか。

○二之湯国務大臣 そもそも、私は、選挙買収をしようとか、そんな意図は全くないわけでございます。私自身が個人的に京都府連に、選挙を控え、日常の政党活動、いろいろな政党活動がございますから、費用も要るものから、それに使ってください、こういう趣旨でございます。

○階委員 日常の政党活動に使ってください、こういう趣旨だったと言うんですが、資料一ページ目の中段のやり取りを見ますと、府連への九百六十万円という多額の交付金の支出が大臣が出馬する参院選の年だけに行われていたということをお認めになっていきますよね。その理由を問われて、選挙というのは党全体で取り組まなくてはならないというふうにお答えになっています。

それでは、翌年、平成二十九年は衆議院議員の総選挙の年です、なぜそのときは支出はゼロだったのでしょうか。お答えください。

○二之湯国務大臣 せんだつての城井議員の質問は突然でございましたから、私は、手元に、私の政治資金収支報告書で京都府連に寄附した額を把握していなかったんでございますけれども、決して二十八年以降ゼロだとか前の年にほとんど寄附していないということはありません。応分の負担は国会議員としてしているわけでございます。

○階委員 二十九年はゼロだったということは間違いないですよ。

○二之湯国務大臣 京都府連では、各所属の国会議員は毎月六万円の寄附をしておりますから、私は、そのときはお答えできませんでしたが、毎年七十二万円は寄附をしておるということでございます。

○階委員 私が伺っているのは、ここでは政党交付金の支出です。これはゼロだったということでもよろしいですよ。

○二之湯国務大臣 委員おっしゃっている政党交付金ということは、私の政治団体からの寄附のことをおっしゃっているんですか。

○階委員 政治団体から御自身の政治資金を寄附されたのは別に、総支部には政党交付金が入ってきていますよね、それをまた府連の方に支出されている、そういう意味の支出を申し上げています。

○二之湯国務大臣 自民党には、総支部というふうな、そういうような組織はないわけですね。私は参議院京都府の第三選挙区支部ということでございます。（階委員「そこです、その話です」と呼ぶ）そういうことでございますね。

ただ、私は幾つかの政治団体を持っております

から、必ずしも第三選挙区支部だけで支出しているわけではございません。

○階委員 失礼しました。総支部ではなくて選挙区支部ですか、選挙区支部の政党交付金を府連の方に支出された。これは平成二十九年はゼロであったということを確認したいんですが、それはそのとおりでよろしいですね。

○二之湯国務大臣 私の参議院の政党支部からは、京都府連には寄附はいたしておりません。

○階委員 そこで、質問に戻りますが、九百六十万円前年は支出されていたのに、次の年は衆議院の総選挙があるのにゼロだったということが、要は御自身の選挙のときだけにそういう支出がされているということは、ちょっと日常的な政治資金というのは矛盾しているのではないかと思えます。

それと、大臣の認識なんですけれども、このページ目の資料の最後のところですね。今回のこの九百六十万円の支出は、御自身からの申出ですかと城井さんが尋ねたのに対して、次のページの最初のところ、これは私個人のあれですというふうに答えられています。

これは府連からの指示だとか暗黙の府連のルールにのっとったものではなくて、純粹に自分の意思に基づいた申出だったという意味で答えになっているんでしょうか。いかがですか。

○二之湯国務大臣 府連の指示ではございません。私個人の考え方で京都府連に寄附をしたわけでございます。

○階委員 純粹に御自身の意思だったというふう

にお伺いしてよろしいですよ。

だとすると、ちょっと私は、今の大臣の答弁と整合しない資料を入手しました。今日は、理事会の方でお認めいただけなかったもので、皆さんのお手元にはお配りしていません。

内容をちょっと口頭で説明しますが、これは京都府連の内部文書とされているものなんです。作成日は、大臣の選挙があった年の一年半前、平成二十六年暮れの衆議院総選挙の公示直前の十一月二十一日、これが作成日です。

記載内容として、第一に、京都の各小選挙区の自民党の候補者ごとに、関係する京都府議会議員、京都市議会議員、総勢五十一人の名前が挙げられております。

第二として、府連からその方々に五十万円ずつ活動費なる資金を配った場合、各候補者が、自身の関係する京都府議会議員、京都市議会議員の人数に応じて、幾ら京都府連に寄附したり政党交付金を支出したりする必要があるかということを示しています。

そして、その金額は総計で二千五百五十万円ということになっていますが、実際に、このとおり文書作成日の直後に各候補者から京都府連に総額二千五百五十万円もの金額が拠出され、五十一人の自治体議員の政治団体には、五十万円ずつ寄附をする形で、トータル二千五百五十万円、同額が支払われているわけです。

この資金の動きは、これは認めていただきましてけれども、二十二ページ、二十三ページ、京都府連の当時の収支報告書から私の方でまとめたも

のですけれども、当時の客観的な事実として収支報告書にも記載されているということでありまして。

こうしたことからすると、先ほど大臣は自分の意思でとおっしゃいましたけれども、自分の意思で自己完結的に府連に寄附や支出をしたものではなくて、府連と示し合わせて、所属の地方議員に選挙直前に五十万円ずつ支給するため、必要な金額を算定した上で、府連に資金を拠出したというふうに言わざるを得ません。

これは、各候補者が直接地方議員に選挙運動の資金を供与すると買収罪に当たるので、京都府連を使ってマネーロンダリングをしたということではないですか。大臣、お答えください。

○二之湯国務大臣 府連の収入の中には、各国会議員からの寄附金あるいは党本部からの政党助成金、さらにはパーティー収入、さらには、私どもは国民政治協会という団体がありますから、そこからの収入、いろいろな収入があるわけでございます。その収入によって、それを財源にして、京都府連を運営しているわけでございます。

そして、各配下の支部、あるいは議員が持っている政党支部に対して、幾らを交付するかということ、これは京都府連が考えているところでございます。私が今、そのときのことについては、あずかり知らないことでございます。

○階委員 あずかり知らないということなんです。大臣の選挙、先ほど言ったように九百六十万円、何でこんな九百六十万円という中途半端な金額なんだろうね。あたかも何か決められた金額が、言われたのでその金額を払ったという気がし

ますが、九百六十万円という中途半端な金額を選挙の直前に府連に支出した根拠、これを教えてもらえますか。

○二之湯国務大臣 先ほども申しましたように、京都府連としては、常に、政党活動、それを通じて党勢拡大活動をしているわけでございます。いろいろな費用が要るだろう、こういうことで、私の思いで寄附をさせていただきました。

○階委員 答えてください。九百六十万円という数字の根拠を聞いています。

○二之湯国務大臣 九百六十万円の根拠は、私が寄附した金を府連がどのように使うかは、これは京都府連の問題でございまして、私が関与しているわけではございません。

○階委員 九百六十万円の根拠を答えてください。

○二之湯国務大臣 私の思いで寄附をさせていただきました。（発言する者あり）

○根本委員長 じゃ、国務大臣二之湯智君、もう一度御答弁ください。

○二之湯国務大臣 何遍も申しますけれども、そのときの私の財力というか、思いで寄附を差し上げまして、それを府連がどのように使うかは、府連のまた裁量の問題でございまして。

○階委員 全然納得できないわけですよ。

全然納得できないというのは、さっき言ったとおり、これはもう文芸春秋という月刊誌にも出ていますけれども、ちゃんと、京都府連を通じて、府議会議員あるいは京都市議会議員に五十万円ずつ配るといふようになりますよというのが、算定の根拠が出されて、それに応じて各候補者が幾ら払って

くださいというふうになっているわけですよ。

こういうものが資料としてある、それを裏付ける収支報告書があるという中で、御自身の選挙もそういう形で行われたんじゃないかということを確認しているわけですよ。それにもかかわらず、それに対する弁明もするわけでもなくて、九百六十万円、自分の思いだということしかおっしゃらないと、全く我々は納得できませんよ。

九百六十万円も、やはりこの手元の資料のとおり、これは府連がちゃんと計算して、これだけの金額、あなたの選挙のときに地方議員に配るからこれだけ出してください、こういうことから九百六十万円と決まったんじゃないんですか。ちゃんとお答えください。

○二之湯国務大臣 何遍私に問われましたも、私は私の思いで九百六十万円を寄附した、こういうことではございます。その配分については京都府連に任せてあるわけでございます。（発言する者あり）

○根本委員長 階君、もう一度質問してください。

○階委員 では、翌年は総選挙があったにもかかわらずゼロとなったのも思い、全ては大臣の思い一つであって、何の理由もなく、この九百六十万円、決まっているということなんじゃないですか。

ちゃんと、思いだけではなくて、納得できる理由を説明してください。

○二之湯国務大臣 そのときの政治情勢によって、党勢拡大に割く時間は京都府連にまちまちでございまして、正直なところ、選挙が近づけば、いろいろな政党のビラを貼ったり、あるいはチラシを

配ったり、あるいは広報活動をしたりということに費用がかさばるわけでございますから、平時はそれほどそういう党勢活動に対する費用がかさばらないだろうと。

だから、私は私の判断で、そういう毎年の京都府連の国会議員所属の応分の負担だけにとどめたわけでございます。

○階委員 全然説明になっていないですよ。

九百六十万円、なぜその金額になったのかというのを聞いていますよ。思いじゃないですよ。説明してくださいよ。

今の、選挙前、お金がいろいろかかるとかおっしゃってましたけれども、まさに選挙前にお金がかかるから、御自分が必要な額を配ったんじゃないかということをおっしゃっているんじゃないですか。要するに、地方議員さんたちに選挙で動いてもらうためにお金を配ったということをおっしゃっているんじゃないですか。

○二之湯国務大臣 私が寄附した金と、地方議員にそのままストレートで行くというのは全く別問題でして、私が寄附した金によって政党が政党活動をし、党勢拡大活動をする、こういうことに私は使ってくださいと、こういうことでございまして、何ら私がやっていることがおかしいということにはなりません。

そして、その配分額については京都府連が独自に決めたいわけではございまして、私はそれに対して関与しているということではないわけではございません。

○階委員 府連のお金の流れも知らないで府連会

長つて務まりますかね。

これ、前回の城井さんの質問では、事務局長の引継ぎのことも知りませんでしたよね。また、御自身の政党交付金の支出、九百六十万円という大金、その根拠も説明できないですよ。著しくガバナンス能力と説明能力を欠いていると思いますよ。

これで大臣務まるんですか。国家公安委員長、公務員制度担当大臣、務まるんですか。あなたにその資質があるのか、私は非常に疑問に思います。思いだけじゃなくて、ちゃんと納得できるような説明をしてほしいと思います。

それで、この選挙買収については、令和元年の参院選では、広島地方議員を買収したとして河井夫妻が有罪判決を受けています。また、昨年の衆院選でも、新潟の自民党県連会長から買収資金を要求されたということで、今月十日に泉田代議士が告発していますよね。自民党の国会議員と地方議員との違法あるいは不透明な資金の流れが際立っているわけですよ。

さらに、今回の事案が新たに発覚して、選挙の公正に対する国民の信頼も揺らいでいます。法秩序を守り、社会の公正を確保すべき国家公安委員長として、御自身の京都府連の不透明な資金の流れを、これを知っていて放置したというなら言語道断ですし、仮に百歩譲って知らないにしても、監督責任を果たせなかったわけですから、その責任があると思います。

大臣、御自身の責任をどう感じていらっしゃるんですか。

〇二之湯国務大臣 私の政治資金に関する処理は法にのっとって適正に処理していることは、政治資金収支報告書に明らかになっているわけでございます。

今申しましたような、そういう、私が府連に寄附した、こういうことと、私の政治家としての政治資金の処理の仕方の責任の取り方とは全く話が別問題だと、このように思います。

〇階委員 ちょっと今の答弁の趣旨が分からないんですけれども、政治資金収支報告書に記載しているということと、買収罪が成り立たないかどうかというのは全く別の話ですね。

御自身が直接買収資金を供与していなくても、途中、団体を通じて資金が行っていれば、そして買収の意図があれば、これは買収罪が成立するんですよ。幾ら御自身の収支報告書に記載されていても、これはそうなるんです。私、総務省の選挙部にも確認しています。そういうことなんです。だから、そういう問題だということがあるので、先ほどの九百六十万円、なぜこんな金額になったのかということの説明してほしいと言っているわけですよ。ちゃんと説明してほしいんです。

九百六十万、なぜその金額なのか。府連から地方議員に渡ったお金とは全く関係ないというんだしたら、九百六十万円の根拠を説明してください。**〇二之湯国務大臣** もう七年も前の話でございます。私はその根拠はつまびらかに記憶しておりません。九百六十万というお金が、私のそのときの気持ちで寄附した、こういうことでございます。（発言する者あり）

〇根本委員長 じゃ、止めてください。

〔速記中止〕

〇根本委員長 速記を起してください。

〇二之湯国務大臣 御案内のとおり、参議院選挙というのは全県一区の選挙でございます。京都府連としてもいろいろ費用が重なるわけでございまして、私としても、そういう実情を見るにつけて、府連に何らかの貢献ができないかということで、そういう、全県一区の選挙を戦うにはこれぐらいの費用が必要だろう、こういうことでその額を決めたわけでございまして、先生がおっしゃっているように、地方議員に金を渡すために決めたんじゃないかということではございません。これは、あくまでも、私は、各議員の持っている政治団体に寄附をして、そして、党勢拡大と政治活動に専念をしてくださいという趣旨でございます。から、決して、言われているような、右から左へ金を渡して、買収目的じゃないか、こういうことでは決してございません。

〇階委員 要は、九百六十万円というのが、いわゆる意味ありげな金額なわけですよ。

そこで、何も、全く火のないところに煙を立てようというわけじゃなくて、二〇一四年の衆議院の総選挙では、ちゃんとそういう、府連を通じての、国政の候補者から地方議員への流れを示す裏づけとなる証拠があるわけですよ。だからこそ、大臣にもそういうことがあったんじゃないかと聞いたわけ。

いや、ないならそれで明確な反論をしてください。

ばいいんですけれども、思いだとか、九百六十万円の数字の査定根拠とかが全くないので、我々は問題だと思えます。

これは、じゃ、理事会に、九百六十万円の金額となつた根拠、これを出していただくよう、委員長、お願いします。

○根本委員長 理事会で協議します。

○階委員 それでは、二之湯大臣の話はここまでにして、これは私が取り上げていました赤木訴訟の請求認諾の話、これに話を移したいと思います。

資料の三ページ目。これは認諾の決裁をしたときに決裁書に付されていた説明の文書なんですがこの三ページ目のところ、真ん中あたりに色を塗つたところに、法務省と協議の上、別添のとおり、被告国第四準備書面、これはパネルにしていますので、このパネルの右側の方がその第四準備書面の中身なんですけれども、こういうことを提出したいと言っていますね。この法務省との協議、これは、協議の内容を記録した文書を作成して保管しているのかどうか、理財局長、お答えください。

○角田政府参考人 お答え申し上げます。

当事者間ではこの準備書面そのものを使つての協議ということでございまして、この書面以外のものを持つていられるというわけではございません。

○階委員 これは、協議して、それで、あれでしょう、認諾をすることを決めたり求償権行使しないことを決めたりということなわけで、皆さんの資料、五ページ目、六ページ目に配っているんですけれども、こうした法的な判断をするに当た

って内部文書を作っているということは、例の公文書改ざんの際に、虚偽答弁が多々ある中で、法律相談文書も当初ないと言っていたんですが、後から出てきているんですよ、これは五ページ目に出てきますけれども。こうしたことが過去にもあった。法律相談文書、ないと言っても出てきた。

あるいは、今回の公文書改ざんを踏まえて、再発防止ということで、六ページ目には、麻生当時の大臣が、コンプライアンス、内部統制について体制整備や意識改革をしていくということで、七ページ目には、意思決定過程や事務事業の実績を合理的に跡づけ、検証することができるよう文書を作成するというふうな、七ページ目、書いていますよね。

今の、文書を全く作っていない、これは、公文書改ざんの反省や教訓が全く生かされていないと言わざるを得ないと思えますが、大臣、いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 公文書の改ざんということが、あつてはならないことがあつたわけでありまして、財務省といたしましても、その再発防止に向けて様々な取組をしているところでございます。

具体的に申し上げますと、係員級から幹部まで、それぞれの職位に応じた研修を強化をいたしまして、文書の保存状況等を確認する文書監査につきまして、地方支分部局を含めまして、従来五年間で一巡をしておりますものを二年で一巡をするように強化をする、また、実地監査を通じて把握した文書管理などの好事例等を全職員に共有化

する、そして、ここが一つの肝であると思えますが、決裁を原則として電子化することで後から改変することができないようにするなどの取組を行つてきているところでございます。

法令に沿つて適切な文書管理に努めてまいりたいと思っております。

○階委員 では、法務省との協議の内容が記録されていない、文書に残っていないということは問題がないという認識でしょうか。

○根本委員長 財務省理財局長角田隆君。（発言する者あり）じゃ、ちよつと簡潔に。

○角田政府参考人 この準備書面の中身自体が認諾の経緯が分かるようなものとして作られているというところでございます。

○鈴木国務大臣 認諾に至つた理由につきましては、被告国第四準備書面に記載しているところであります、当該書面及びその提出に係る決算文書をもって意思決定過程や事務及び事業の実績を合理的に跡づけ、検証に足るものと考えておりまして、そうした文書を作成、保存したところでございます。

○階委員 それから、二之湯大臣も関わりあるところですが、公務員制度改革基本法という法律があるんですよ。

八ページ目にその抜粋を載つけています。上の方に、条文、九条三号というところに、「国家賠償法に基づく求償権について、適正かつ厳格な行使の徹底を図るための措置を講ずること。」というところで、これを踏まえて、このページの下の方に、「公務員制度改革基本法等に基づく改革の」

全体像」について」というところから抜粋した七の（四）というところを御覧になっていただければと思います。今申し上げました条文上、求償権の適正かつ厳格な行使が求められているところで、すけれども、そのために、「各府省において、国家賠償法の求償に係る規定について関係職員に周知するとともに、求償権の存否を判断する体制、手続等を明確にすることとする。」というふうになつていますが、財務省、これをやっていますか。理財局長、お答えください。

○角田政府参考人 財務省における対応でございますけれども……（階委員「結論だけでいいよ、時間がなから」と呼ぶ）はい、結論。

まず、周知しているかというところ、しておりません。職員は知っていますけれども。（階委員「していないと言ったの」と呼ぶ）はい、していません。それで、職員は知っていますけれども、認識はありますけれども。

それから、体制の方ですけれども、これはふだんの仕事もそうなんですけれども、必要に応じて、関係部局と協議して、組織として判断するというのが通例でございますので、その通例に従った対応をさせていただいた。特別の体制が定められているというわけではないということでございます。

○階委員 二之湯大臣、こんなんではないんですか。全く無視されていますよね。どうなんですか、これは。求償権行使について、適正かつ厳格にやりなさいと言っても、全く体制も整備されていないじゃないですか。

もう一つ確認しますけれども、今の最後の方に、

「各府省における求償権の存否等の判断に当たって、必要がある場合には、財務省の「法律意見照会制度」を活用する」とありますが、この財務省の法律意見照会制度、活用しましたか。お答えください。

○角田政府参考人 個別の案件における活用状況については答えを差し控えるという取扱いになっていると承知しております、したがって、申し訳ございませんが、御答弁できないところでございます。

○階委員 この求償権を行使しないということは、一億一千万円、請求を国が認諾すると、それがそのまま税金から支出されて、そのままになつてしまふんですよ。

過去に請求の認諾がなされた例で、十ページ目に、これは先日の参議院予算委員会での答弁を抜粋したものですけれども、何か、国賠訴訟で認諾した事案というのが三つほどありまして、これは①、②、③と線が引いてありますけれども、法務大臣に伺います。この認諾の金額、それぞれ教えてください。いいですか。

○古川国務大臣 お答えいたします。

まず、検察官が起訴後に接見したことについて損害賠償を求めた事案における認諾額は六十万円。続いて、海難事故の被災者の遺族などが遺骨の返還等を求めた事案は、遺骨の返還について一部認諾したものでありまして、金銭請求について認諾したものではありません。

それから、無罪判決を受けた元厚生労働省局長が損害賠償を求めた事案における認諾額は約三千

七百七十七万円でございます。

それから、特定非営利活動法人が行政文書の情報開示請求に対する不開示決定について損害賠償等を求めた事案における認諾額は約百万円でございます。

○階委員 お聞きになったとおり、一億一千万というのは桁違いなんです。莫大な金額を認諾し、かつ求償権も行使しない。

ちなみになんですけれども、九ページ目、見てください。これは赤木夫人が佐川元局長に起こした裁判で、佐川元局長側が裁判所に出した書面なんですけれども、これは何を言っているかというと、赤木夫人が佐川元局長も個人的に公文書改ざんを指示したのだから責任があるだろうと言っているんです。一切責任はない、そもそもそんなことを言うこと自体、主張自体失当、要は、でたらめなことを言っているという、失礼なことを言っているわけです。一切、責任を負ってお金を払うつもりはないというふうに佐川元局長は言っている。だからこそ、逆に言うと、国がちゃんと求償権を行使しないと、本当に税金が無駄になってしまう。予算の審議もしていただけます、こうした一億一千万も放置していいののかということなんです。

さっき言ったように、体制整備もちゃんとされていません。そして、意見照会したかどうか、これも明らかにしない。更に言えば、過去の事例に照らして、この求償をしないとすれば、一億一千万もお金が出してしまふ。こういうことを考えた場合に、今回の請求認諾と求償権の行使をしな

いという判断は、手続的にも実態的にもおかしいと思いますよ。

財務大臣、これはやり直しすべきだと思います。認諾はもう裁判上の手続だから動かさせないにしても、求償権を行使しないという判断は見直すべきだと思います。いかがですか。

○鈴木国務大臣 毎回同じ繰り返しになる部分がございますので恐縮であります。国家賠償法において、国が支払った賠償金について職員に故意又は重大な過失があったときは職員個人に求償することができると規定されております。

今回の訴訟においては、赤木さんが当時、森友学園案件に係る様々な業務に忙殺され、本省からの決裁文書改ざん指示への対応を含め、厳しい業務状況に置かれる中、国として安全配慮義務を十分に尽くせなかったことについて、国としてその責任を認め、認諾したものでございます。

一方、赤木さんに対しては、職員の業務負担を軽減すべく、人員の追加加配でありますとか、業務配分の見直し、あるいはハビリ出勤の開始、復帰に向けた配慮にも努めてまいりましたし、そのほかにも様々な配慮をしたところでございまして、以上を踏まえれば、国として安全配慮義務を十分に尽くせなかったとしても、重大な過失があるとは考えておりません。

したがって、国家賠償法に沿いまして、国には請求権は有していないと考えております。

○階委員 この点についていろいろ言いたいことはありますけれども、また別の機会に言うとして、最後に、藤井審議官のことについてもお尋ねし

ていきたいと思えますけれども、先週、渡辺委員が質問されていたことですけれども、官房長官、藤井さんの更迭の前提となった事実関係について、調査結果はどのようになりましたでしょうか。

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。今般、藤井敏彦元内閣官房内閣審議官について、処分につながる可能性のある行為を把握をし、現在、本人も含めて、事実関係の確認、調査を行っているところでございます。

○階委員 全く進展がないということですか、この何日間かの間。でも、更迭はされているわけですか。どういうことなんでしょうか。なぜ調査結果がいまだに明らかにならないんですか、更迭したのに。教えてください。

○松野国務大臣 現在、事実関係の確認、調査を行っているというのは、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございますけれども、このような状況において、同様に経済安全保障法制準備室長の職務を続けさせることは困難と判断をしたため、二月八日付で、派遣元である経済産業省に異動させたということでございます。

○階委員 公務員の職務の執行に疑念が抱かれています。全体の奉仕者性であるとか、公正性、中立性に疑念が抱かれている。

とりわけ経済安全保障法制、今回の国会の最重要法案と言っても過言ではないと思えます。この法案の策定過程で不適切な事業者との癒着があったのではないかとこの疑念が持たれています。

調査結果を早急にまとめ、この法案の提出前に国会に出すということをお約束いただけませんか。

か。

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。

できる限り速やかに調査を進めさせていただきます。まして、事実が判明し次第、適切に対応させていただきます。と思います。

○階委員 法案の前に出していただく、不適切な関係がなかったのかどうか、これをしっかり調べて出していたかどうかをお約束いただけますか。

○松野国務大臣 先ほど申し上げたとおりでございますが、できるだけ速やかに事実関係を調査してまいりたいと考えております。事実関係が判明し次第に、適切に処理をして、対応してまいります。

○階委員 経済安全保障法制で、民間企業には機密を守れと言っているわけですが、その守れと言っている張本人の人が機密を漏らしたんじゃないかというような疑惑であるとか、さっき言ったように、民間企業と癒着がある中で、そういう方々の便宜を図ったような法案を作っているんじゃないか、そういう疑念が持たれているわけで、この法案の審議をする大前提だと思いますよ。

ですから、これは法案を提出する前に、だつてもう更迭しているんだから、更迭しているということ。理由は理由があるから更迭しているわけで、その理由をしっかりと文書にしてこの予算委員会に提出してください。

委員長、お取り計らいをお願いします。

○根本委員長 理事会で協議します。

○階委員 国交大臣にも来ていただいているので、

統計不正について、資料として、皆さんのお手元には十一ページ、そして、パネルの方も用意しています。

十一ページは、これは宮崎委員がこの委員会でお示ししたもので、要は、GDPに関係するのが建設総合統計なんですけれども、その建設総合統計の伸び率というものは、今回問題となっている受注統計の伸び率を前提に出されているということなんです。

宮崎さんがおっしゃるには、確かに不適切な処理はあったけれども、この十一ページ右側の黄色い棒グラフ、二つありますよね。過去の受注総額にも、現在の受注総額にも、同じように不適切な処理があれば、それぞれ不適切部分が上乘せされているから、伸び率も実は何も不適切な処理がされていない場合と変わらないはずだ、こんな議論だったと思うんです。

ただ、実際調べますと、このパネル、皆さんのお手元だと、(B)というところと(C)というところ、注目していただきたいんですが、二〇一八年は、(B)、(C)共に、不適切要因が①、②、③、⑥、これは同一ですから、宮崎さんの議論が当てはまるかと思えます。

ところが、二〇一九年では、(C)の方には④という違うものが入っています。二〇二〇年では更に(B)の方には①とあるのが、(C)の方にはなかったりとか、あるいは、(C)の方には、⑤とか④とか、新たな要因が入ったりというようなことがあります。二〇二一年については、⑤、⑥が(C)ですけれども、(B)については、①、

②、③、⑥、全く違う要素が不適切要因として加わっているということなので、私は、宮崎さんの議論は必ずしも当てはまらない、つまりは、こういう宮崎さんの理論のように、今回の不適切な処理の影響は軽微とは言えないというふうに思うんですが、大臣にこの点について見解を伺います。

○齊藤国務大臣 建設工事受注動態統計調査の受注総額の伸び率を算出する際、現在の受注総額と過去の受注総額に二重計上等の不適切な数値が含まれていたとしても、同一の要因であれば、双方に同等の影響を与え、打ち消し合うことになるため、その影響は軽微であると考えています。

このように軽微と考えられるものの、不適切な処理が受注総額及び伸び率に具体的にどの程度影響を与えていたかについては、調査票の精査等が必要であり、現時点で正確に申し上げることは困難です。

このため、建設総合統計への影響について、統計の専門家から成る遡及改定検討会議を設けました。建設工事受注動態統計調査に関する議論を踏まえつつ、この遡及改定検討会議でしっかり真に近い値を出していく、その努力を今、国土交通省で行っているところでございます。

○階委員 正面からお答えにはならなかったけれども、あくまで、同一の要因が前と後で加わっている場合には影響は軽微だけれども、今回はそうじゃない、同一の要因が加わった場合だけではないということですから、大臣の議論に従ったとしても、これは影響は軽微とは言えないというふうに思っています。

もう時間が来ましたので、終わります。日銀総裁におかれましては、今日は済みません、時間がなくて。また財務金融委員会等で御質問したいと思えます。

野田大臣についても、恐れ入ります。私が申し上げたかったのは、地方創生臨時交付金、これは事業者支援分というのが過去ありましたけれども、もう底をついてきて、蔓延防止措置地域以外、私の岩手もそうですけれども、そのことについて、蔓延防止措置地域以外のところについて事業者支援分が必要だということを思っておりますので、その点、御配慮いただきたいというふうに思います。

参考人招致、藤井元審議官についてお願いいたします。

○根本委員長 理事会で協議します。

○階委員 ありがとうございます。